

産後ケア体制の支援強化を求める意見書

子育て支援は、国や各自治体の取組により、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきたが、現在、大きな議題となっているのが出産前と直後の対応であり、特に、妊娠中からの切れ目のない継続的な支援が必要である。

出産により女性の心身には大きな負担が生じる。特に出産直後から1か月間は、身体的な負荷に加えて、急激なホルモンバランスの変化で、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要である。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなり、出産する女性の親の年齢も高齢化しており、十分な手助けを受けられない状況がある。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなっている。

良好な母子の愛着形成を促進するうえで、出産直後の1か月間が最も大事な時期であり、更には、産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすと言われている。従って、出産直後の母親への精神的・身体的サポートは欠かせないものとなってきている。

国は、平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする「妊娠・出産包括支援モデル事業」を計上した。少子化対策を進めるにあたって「産後ケア対策」が喫緊の課題であり、早急に確立する必要がある。

よって、国に対し、下記のとおり要望する。

記

- 1 「妊娠・出産包括支援モデル事業」を着実に実施すること。特に、既存の支援に欠けている産後ケア事業が、全国の自治体で円滑に実施できる体制を構築すること。
- 2 単なる家事支援ではなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	山 崎 正 昭 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿